

選定療養費の徴収について

医療法および健康保険法にもとづき、次に該当する場合は「選定療養費」をお支払いいただく事が義務化されておりますのでご了承下さい。(緊急その他やむを得ない場合等を除く。)

紹介状のない初診の患者さま

初診時 8,800円(税込)

他院を紹介されたにもかかわらず当院への通院継続を強く希望される患者さま

再診時 3,300円(税込)

以下の場合も初診となりますのでご了承下さい

- 前回の治療終了後に、前回と関連のない傷病で受診される場合
- 定期通院している診療科と異なる診療科に受診される場合

ご不明な点がございましたら、①番カウンター又は各科外来受付窓口にてお尋ね下さい。

令和4年10月1日

院長

掲示許可